

第百十七号議案

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都（以下「都」という。）の区域内に所在する保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者並びに看護師免許を取得し、都の区域内に所在する大学院の修士課程」を「養成施設に在学する者及び看護師免許を取得し、大学院」に、「将来都の区域内」を「将来東京都の区域内（以下「都内」という。）」に、「修学資金」を「看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）」に、「都の区域内の」を「都内の」に改める。

第二条を次のように改める。

（用語の意義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 養成施設 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条から第二十二条までの規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校及び知事が指定した養成所をいう。
- 二 大学院 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条の規定による大学院（看護に関する専門知識を修得するための修士課程に限る。）をいう。
- 三 看護業務 養成施設に在学する者にあつては保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいい、大学院に在学する者にあつては保健師、助産師又は看護師の業務をいう。

四 指定施設 看護職員の確保が特に必要と認められる施設として、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものという。

五 都内施設 看護職員の確保が必要と認められる施設として、規則で定めるものをいう。

第三条中「看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）は、第一種貸与及び第二種貸与とし、」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 養成施設又は大学院に在学している者（東京都の区域外（以下「都外」という。）に所在する養成施設又は大学院に在学している者にあつては、都内に住所を有するもの（以下「都外在学者」という。）に限る。）であること。

第三条第五号中「第一種貸与を受けようとする者のうち、」を削り、「、養成施設卒業後都の区域内において引き続き五年以上」を「卒業後」に改め、「の修士課程」を削り、「、大学院修了後都の区域内」を「修了後、都内」に改め、「第二種貸与を受けようとする者にあつては、養成施設卒業後又は大学院修了後都の区域内において」を削り、同条に次の一号を加える。

六 都外在学者にあつては、貸与期間（第四条の二に規定する貸与期間をいう。）の初日に、都内に住所を有すること。
第四条を次のように改める。

（貸与金額）

第四条 修学資金の貸与額は、次に掲げる額のうちから修学資金の貸与を受けようとする者が選択した額とする。

一 月額二万五千円

二 月額五万円

三 月額七万五千円

四 月額十万円

第四条の二中「修士課程」を削る。

第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合は、」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「見

込」を「見込み」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「いつわりの申込」を「偽りの申込み」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「見込」を「見込み」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 都外在学者にあつては、都外に転出したとき。

第九条第一項に次の一号を加える。

七 死亡したとき。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条第一項各号列記以外の部分中「やむを得ない理由」を「災害、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）」に、「次の各号のいずれかに」を「第一号に」に、「当該各号」を「同号」に、「第一種貸与者及び第二種貸与を受け、養成施設卒業後又は大学院修了後に都の区域内において看護業務に従事した者にあつては、貸与を受けた期間（第九条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。以下同じ。）に相当する期間内（第一種貸与者で大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては十年以内）に、第二種貸与を受けた者（以下「第二種貸与者」という。）のうち養成施設卒業後又は大学院修了後に都の区域内において看護業務に従事しなかつた者にあつては、貸与を受けた期間に相当する期間の二分の一の」を「第二号又は第三号に該当する場合は当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から六月を経過した日から起算して、規則で定める」に改め、「債務」の下に「（以下「返還債務」という。）」を加え、同項第一号中「第九条第一項」を「第九条第一項第一号から第五号まで又は第七号」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第九条第一項第六号の規定により修学資金の貸与をやめられた者が、養成施設を卒業し、又は大学院を修了したとき。

三 貸与期間が終了したとき。

第十一条第一項第四号及び第五号を削る。

第十二条第一項中「返還の債務の履行」を「返還債務の履行の全部又は一部」に改め、同項第一号中「第九条第一項」を

「第九条第一項第二号、第三号又は第五号」に改め、「修士課程」を削り、同項第四号中「災害、疾病その他の」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第一種貸与者のうち、」を削り、「指定施設において」を「養成施設卒業後」に改め、「修士課程」を削り、「都の区域内」を「修了後、直ちに、指定施設又は都内施設において看護業務に従事し、引き続き当該各施設」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「養成施設」を「養成施設」に改め、「修士課程」を削り、「大学院修了後」を「修了後」に、「大学院博士課程」を「博士課程」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される法第十七条に規定する保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験（以下「試験」と総称する。）に合格しなかつた者であつて、都内で看護業務に従事する意思を有し、かつ、養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格し、看護業務に係る免許（以下「免許」という。）を取得しようとする意思を有しているとき。

第十二条第二項を次のように改める。

2 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される試験又は養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格した者が、免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該看護業務に準ずる業務を前項第四号に規定する看護業務とみなす。

第十二条第三項を削る。

第十三条を次のように改める。

（返還債務の免除）

第十三条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。この場合において、やむを得ない理由により看護業務に従事できなかった期間については、当該各号に規定する看護業務に従事した期間に含めないものとする。

一 第四条第一号又は第二号に掲げる額の貸与を受けた者のうち、養成施設において貸与を受けたものにあつては免許取得

後、大学院において貸与を受けたものにあつては修了後、直ちに、指定施設において引き続き五年間看護業務に従事したとき。

二 第四条第三号又は第四号に掲げる額の貸与を受けた者のうち、養成施設において貸与を受けたものにあつては免許取得後、大学院において貸与を受けたものにあつては修了後、直ちに、指定施設において引き続き五年間又は七年間看護業務に従事したとき。

三 養成施設において貸与を受けた者にあつては免許取得後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、都内施設において引き続き五年間看護業務に従事したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずるものとして規則で定めるものに該当するとき。

五 看護業務を行つている期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたとき。

2 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される試験又は養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格した者が、免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該看護業務に準ずる業務に従事した期間を前項に規定する看護業務に従事した期間とみなす。

第十四条中「五パーセント」を「三パーセント」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例の規定に基づき看護師等修学資金の貸与を決定された者に係る看護師等修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

(提案理由)

看護師等修学資金貸与事業の充実を図るため、貸与の資格に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。